

●香川県告示第487号

香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年香川県条例第44号）第25条第3項の規定により、かがわたナゴ倶楽部が実施するニッポンバラタナゴ保護事業を認定したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月20日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高 木 孝 征

認定を受けた保護事業を行う者の名称並びに代表者の住所及び氏名

- (1) 名称 かがわたナゴ倶楽部
- (2) 代表者の住所 香川県木田郡三木町池戸3301
- (3) 代表者の氏名 横井 聡